

排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和８年度）

【一般競争入札】

（配布資料）

- | | | |
|---------------------------------|-------------|-------|
| 1. 「発注説明書（別紙含む）」 | …………… | 6 頁 |
| 2. 「入札（見積）者に対する指示書」 | （別添 1）…………… | 2 0 頁 |
| 3. 「委託契約書（案）」 | （別添 2）…………… | 1 1 頁 |
| 4. 「仕様書（特記仕様 1 5 頁、共通仕様 1 0 頁）」 | （別添 3）…………… | 2 5 頁 |
| 5. 「競争参加資格確認申請書」 | （別添 4）…………… | 1 頁 |
| 6. 「入札（現場）説明会参加申込書」 | （別添 5）…………… | 1 頁 |

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 P C B 処理事業所

発 注 説 明 書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社が発注する「排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和８年度）」に係る入札公告に基づく一般競争入札手続等については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約規程等関係規定等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

１ 公 告 日 令和８年２月２日

２ 契 約 職 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所 所長 安井 仁司

３ 調達概要

- （１）業 務 名 排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和８年度）
- （２）仕 様 等 特記仕様書による
- （３）業 務 期 間 契約締結日から令和８年９月３０日まで
- （４）入 札 方 法 入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。
- （５）そ の 他 本件は、競争参加資格を確認の上、入札の参加者を選定し実施するものである。

４ 競争参加資格

競争参加資格確認申請書の提出期限(令和８年２月１９日)において次の条件を全て満たしている者であること。

- （１）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条の規定に該当しないこと。
- （２）経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
（直近３期分の決算報告書の写し（表紙、内訳書含む）を提出すること）
- （３）営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- （４）競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし又は重要な事実について記載をしなかった者でないこと。
- （５）会社更生法に基づき更生手続の開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- （６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- （７）競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中で

ないこと。

- (8) 特定計量証明事業者の認定を受けている業者で有ること。
- (9) 令和7・8・9年度に有効な全省庁統一資格の営業品目に調査・研究（役務の提供等）を有し、競争参加地域に「近畿」を含む者であること。
- (10) 本支店を近畿圏に有するとともに、常勤職員が概ね100名以上であること。

5 担当部課

〒554-0041 大阪府大阪市此花区北港白津二丁目4番13号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所（総務課：網本、吉田）

TEL 06-6468-0575 FAX 06-6468-0576

MAIL amimoto@jesconet.co.jp

a3-yoshida@jesconet.co.jp

6 入札（現場）説明会の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年2月17日(火) 開催時刻は後日連絡
- (2) 場 所：大阪府大阪市此花区北港白津二丁目4番13号
中間貯蔵・環境安全事業株式会社 大阪PCB処理事業所
- (3) 入札(現場)説明会参加申込書の提出期限：令和8年2月9日(月)16時※
※当申込書はFAXによる提出に限る。(FAX 06-6468-0576)
- (4) 説明会への参加は必須ではありません。(参加希望者のみ申込書を提出)

7 競争参加資格の確認

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、競争参加資格確認申請書を提出し、契約職から競争参加資格の有無についての確認を受けなければならない。なお、期限までに競争参加資格確認申請書を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。
- (2) 競争参加資格確認申請書の提出
 - ① 提出期間：令和8年2月17日(火)から令和8年2月19日(木)
 - ② 提出場所：上記5に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送による。(提出期限厳守)
持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日10時から12時および13時から16時まで。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。
 - ④ 提出部数：1部
- (3) 競争参加資格確認申請書
競争参加資格確認申請書により作成すること。
- (4) 競争参加資格確認結果の通知予定日及び方法
 - ① 通知予定日：令和8年2月25日(水)
 - ② 通知方法：通知書をFAX又は郵送する。
- (5) その他
 - ① 競争参加資格確認申請書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。

- ② 提出された競争参加資格確認申請書は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された競争参加資格確認申請書は返却しない。
- ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書の再提出（部分的な再提出を含む。以下同じ。）は認めない。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書に関する問い合わせ先は上記 5 に同じ。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和 8 年 2 月 2 6 日（木） 16 時まで
- ② 提出場所：上記 5 に同じ。
- ③ 提出方法：書面は F A X 又は電子メールにより提出するものとする。

※正は郵送すること。

（２）説明を求められたときは、説明を求めた者に対し令和 8 年 2 月 2 7 日（金）までに書面により回答する。

9 質問及び回答

（１）本業務の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容について質問がある場合は、次に従い書面（入札者に対する指示書にある質問・回答書）により提出すること。

- ①提出期間：令和 8 年 2 月 2 5 日（水）から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）

ただし、上記期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日 10 時から 12 時及び 13 時から 16 時まで。

質問は発注内容等に関するものとするが、質問が無い場合でも「質問なし」と記入した質問・回答書を提出すること。

- ②提出場所：上記 5 に同じ。

- ③提出方法：書面は F A X により提出するものとする。※正は郵送すること。

（２）（１）の質問に対する回答は、次のとおりとする。

回答日 令和 8 年 3 月 3 日（火）

回答方法 F A X 又は電子メールにより回答する。

※競争参加資格を認められた者に対して回答。

10 入札書の提出

（１）提出期限：令和 8 年 3 月 1 1 日（水）

（２）提出場所：上記 5 に同じ。

（３）提出方法：持参又は郵送（提出期限必着）

持参する場合は、提出期間の土曜日、日曜日及び休日を除く、毎日 10 時から 12 時および 13 時から 16 時まで。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

11 開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和8年3月12日（木）13時30分
- (2) 場 所：上記5に同じ。

12 入札方法等

- (1) 入札書は、持参又は郵送すること。
- (2) 入札金額については、業務1式あたりの金額（税抜）を記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。

13 入札保証金 免除

14 契約保証金 免除

15 開札

今般入札の開札立ち会いを取止めしますが、入札事務に関係のない当社社員立ち合いのもとで開札執行した後、競争参加者には入札結果をお知らせいたします。

16 業務費内訳書の提示

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、記載内容は規格、数量、単価、金額等を明らかにすること。

17 入札の無効

本発注説明書に示した競争参加資格のない者又は入札条件に違反した者の提出した入札は無効とする。

18 落札者の決定方法

- (1) 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を契約者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするところがある。
- (2) 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて(低入札の基準)」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

(3) 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

※ 低入札の基準については下記 URL から確認できます。

<https://www.jesconet.co.jp/content/000004034.pdf>

19 契約書作成の要否等 委託契約書（案）により、契約書を作成する。

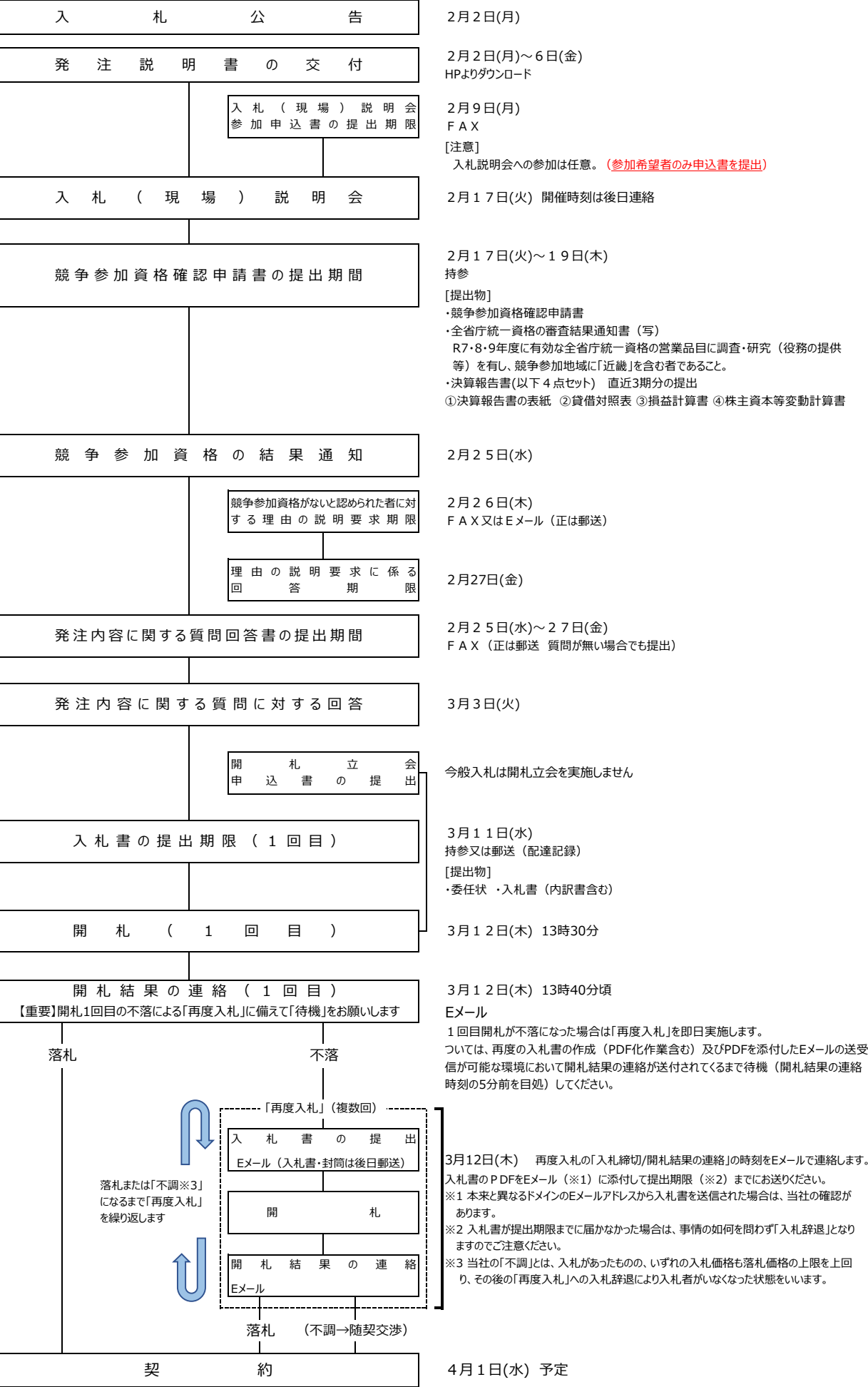
20 支払条件 完了払い

21 別添

- | | |
|-------------------|--------|
| 1. 入札者に対する指示書 | (別添 1) |
| 2. 委託契約書（案） | (別添 2) |
| 3. 仕様書（共通・特記） | (別添 3) |
| 4. 競争参加資格確認申請書 | (別添 4) |
| 5. 入札(現場)説明会参加申込書 | (別添 5) |

「発注手続日程（予定）」

件名： 排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和８年度）



※上記の期間又は期限は、土曜日、日曜日及び休日を除く毎日10～12時及び13時～16時

入札（見積）者に対する指示書

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

この指示書は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一 入札執行上の注意事項

第1 入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。
- 2 入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。（今般入札の開札立会を実施致しません）
- 3 入札書は別添様式第 3 号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。
- 4 入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。
- 5 入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。
 - ① 代理人により入札する場合は、別添様式第 1 号－1 の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
 - ② 代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第 1 号－2 及び第 2 号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。なお、委任状の作成がない限り、復代理人が入札書を記載することはできない。よって、委任する日付は、入札日以前であること。
- 6 入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。
- 7 送付により入札書を提出する場合（送付による提出が認められている場合に限る）は、次の方法によること。
 - ① 入札書の日付は、入札日（入札書提出期限）までの日付を記入すること。
 - ② 送付用の封筒に、担当者の名刺、委任状（代理人又は復代理人により入札する場合に限る）、入札書が封入された封筒及び入札金額内訳書が封入された封筒を封入すること。なお、それぞれの封筒には、会社名、件名及び在中書類の名称を明記すること。
 - ③ 送付は書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により行うこと。
- 8 入札者は、入札書を提出した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

- 9 入札者は、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

入札者は、入札又は見積りを辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- ① 入札又は見積り執行前にあっては、別添様式第 11 号による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は送付（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - ② 入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。
- 入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

第2 公正な入札の確保

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、他の入札者と入札意思、入札価格又は入札書、入札金額内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して、入札意思、入札価格、入札書等を意図的に開示してはならない。

第3 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

- 1 入札書の金額が訂正してある場合
- 2 入札者の記名又は押印が欠けている場合
- 3 誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
- 4 再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
- 5 送付による入札が認められていない場合において、送付により入札書が提出された場合
- 6 送付による入札が認められている場合において、入札書の提出期限を過ぎて入札書等が提出された場合
- 7 一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
- 8 競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
- 9 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
- 10 明らかに連合によると認められる入札を行った場合
- 11 前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第4 入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第5 開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

1 開札は、会社が通知した場所及び日時に、入札書の投入が終わった後に、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、立ち会いを希望する入札者等は、別添様式第10号により申し込むこととする。

2 落札者の決定方法

① 中間貯蔵・環境安全事業株式会社契約細則第9条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

② 「契約細則第17条第3項に関する基準及び事務手続きについて（低入札の基準）」の規程により競争入札において、予定価格が1000万円を超える工事、測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務、製造その他の請負契約（物品の売買、賃貸等の契約を除く）において、調査基準価格を設定した案件について、落札者となるべき者の入札価格が第2条に基づく調査基準価格を下回る場合は、第6条に基づき低入札価格調査を行うものとする。

③ 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

3 前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。

4 開札の結果は、開札に立ち会っている入札者等には口頭により通知し、その他の入札者には電子メールにより通知する。

5 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合、前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。

ただし、開札会場に入札者全員が立ち会っていない場合は、別途日を改めて再度の入札を行う。（今般入札は開札立会を実施しないので、開札日当日に再度入札を実施する。ただし、開札当日の再度入札で落札または不調にならないければ日を改めて再度入札を継続する。）

6 前号の再度の入札の結果、落札者がいないときは、最低価格提示者から順次見積り合せを行う。

二 契約上の注意事項

第1 契約書等

1 落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から7日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。

2 契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該

契約は確定しないものとする。

- 3 契約締結後 14 日以内に契約金額内訳書を提出すること。
- 4 別添様式第 6 号の着手届及び別添様式第 4 号の業務管理者届をそれぞれ提出すること。
- 5 業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ別添様式第 5 号の再委任等承諾申請書を提出すること。

第2 契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第3 契約代金の支払

- 1 目的物が完成したときは、別添様式第 7 号の完了届を提出するものとする。
- 2 目的物が完成し、当社の検査に合格したときは、別添様式第 8 号の引渡書を提出すること。
- 3 完了代金は、別添様式第 9 号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

三 その他の事項

- 1 入札者は、入札の際又は速やかに、入札金額内訳書を必ず提出すること。
- 2 入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはいできない。

(様式第1号－1)

委 任 状

私は、(会社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____) を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

委任事項 入札（見積）に関すること。

代 理 人 _____ 印 _____

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所 _____

会 社 名 _____

代 表 者 _____ 印 _____

※日付は入札日以前であること。

(様式第1号－2)

委任状

私は、（支社名_____、所属部課名_____、
氏名_____）を代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

- 委任事項
- 一 入札（見積）に関すること。
 - 二 復代理人を選任すること。
 - 三 委託契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
 - 四 諸願届等に関すること。

住 所

会 社 名

代 理 人

印

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代 表 者

印

※日付は入札日以前であること。

(様式第2号)

(復代理人用)

委任状

私は、(支社名 _____、所属部課名 _____、
氏名 _____) を復代理人と定め、次の権限を委任します。

業 務 名 _____

委任事項 入札（見積）に関すること。

復 代 理 人 _____ 印 _____

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所 _____

会 社 名 _____

代 理 人 _____ 印 _____

※日付は入札日以前であること。

(様式第3号)

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

業 務 名 _____

上記の金額により入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者氏名
代理人又は復代理人氏名

印

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

（注）送付による入札の場合は、入札書提出期限までの日付を記入すること。
入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

（表面）

大 中 阪 間 P 貯 C 蔵 B・ 処 環 理 境 事 安 業 全 所 事 業 所 株 長 式 殿 会 社	令 和 年 月 日	業 務 名 入 札 （ 見 積 ） 書
入札者の名称		
社名等		

（裏面）

印
印
印

※入札金額内訳書は別の封筒に入れ、会社名、業務名及び入札金額内訳書在中の旨表記すること。

(様式第4号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

業務管理者届

業 務 名 _____

標記の業務について、（氏名_____）を業務管理者として、選任いたしますので、当人の経歴書を添えてお届けします。

(様式第4号－1)

経 歴 書

氏 名

生 年 月 日

現 住 所

最 終 学 歴

資格及び取得年月日

職 歴

業 務 歴

令和 年 月 日

上記のとおり相違ありません。

氏 名 印

(様式第 5 号)

再委任等承諾申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 P C B 処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委任等したく、本件契約書第 5 条の規定に基づき承諾を求めます。

記

- 1 業務名：
- 2 契約金額：
- 3 再委任等を行う業務の範囲：
- 4 再委任等を行う業務に係る経費：
- 5 再委任等を必要とする理由：
- 6 再委任等を行う相手方の商号又は名称及び住所：
- 7 再委任等を行う相手方を選定した理由（再委任等する業務を履行する能力など）：

(様式第 6 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪 P C B 処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

着 手 届

業 務 名

標記の業務について、令和 年 月 日着手しますので、
お届けします。

(様式第7号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

印

完 了 届

業 務 名

標記の業務について、令和 年 月 日（一部）完了しましたので、お届けします。

(様式第8号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

引 渡 書

業 務 名

標記業務について、令和 年 月 日に
一部完了 検査に合格いたしましたので、これを
完 了
お引き渡し致します。

(様式第9号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 名

印

適格請求書発行事業者登録番号 ※ [有] [無]

(T)

※適格請求書発行事業者は[無]に取消線を入れて登録番号を記入して下さい。

適格請求書発行事業者でない場合は[有]に取消線を入れて下さい。

代金支払請求書

業 務 名

上記の業務については、令和 年 月 日に完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金 円

(うち消費税額10% : 円)

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関

支 店 名

預 金 種 別

口 座 番 号

口 座 名 義

(様式第10号)

開札立会申込書

業 務 名	
開 札 日 時	令和 年 月 日 時 分
開 札 場 所	大阪市此花区北港白津二丁目4番13号 中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所
会社名 及び 代表者名	
立会者 所属・職名 氏名 連絡先	印 TEL

※注 入札を郵便等で実施する場合に「開札立会」の希望を提出する申込書です。

- ① 入札者及び入札者に常時雇用されている者が開札に立ち会うことができます。
本書面による申し込みの無い者は開札に立ち会うことができません。
- ② 開札の立ち会いに当たっては、契約職により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参し、開札の時刻の少なくとも10分前に集合して下さい。
- ③ 本書面の提出
提出期限 令和 年 月 日 () 時
提出場所 大阪市此花区北港白津二丁目4番13号
中間貯蔵・環境安全事業(株) 大阪PCB処理事業所 総務課
FAX 06-6468-0576 電話 06-6468-0575
提出方法 持参、郵送又はFAX

(様式第 1 1 号)

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所
所長 安井 仁司 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

印

入札（見積）辞退書

業 務 名

標記について入札を辞退いたします。

辞退となった理由（可能な範囲で記載願います）

質問・回答書			
業 務 名			
会 社 名			
担 当 者 名			
質問番号	仕様書頁	質 問	回 答

1. 質問の有無に係わらずこの質問書を提出してください。
 質問が無い場合は質問記入欄に「質問なし」または「なし」と記入してください。
2. 期限までに「質問回答書」の提出が無い場合は、質問なしと見做しますが、入札時に
 質問書の原紙を提出して下さい。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

平成26年12月24日

「環境適合品の使用及びグリーン配送のお願い」

中間貯蔵・環境安全事業(株)
大阪PCB処理事業所 総務課

中間貯蔵・環境安全事業(株)では、物品やサービスを購入する際は価格や品質、デザインだけではなく、環境面について以下の配慮をお取引先さまにお願いしています。

1) 環境適合品の使用

弊社に提供される物品及びサービスは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満足する物品を使用すること。

2) グリーン配送または低公害車の使用

弊社への納品及び来社の際は、低公害車の使用やエコドライブの実施など環境に配慮した配送及び運転方法を実施すること。

排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和8年度）

特 記 仕 様 書

R 8 年 1 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

目次

	(頁)
1. 業務概要	 2
2. 一般事項	 2
3. 環境調査	 3
4. 打合せ協議	 3
5. 特記事項	 3
6. その他の特記事項	 3
7. 成果物	 4

別紙 1 「大阪 P C B 処理事業所位置図」

別紙 2 「測定方法」

資料 1 「排気サンプリング箇所について

(注) ☐ 内に○印のついている項目が本調査における該当項目

1. 業務概要

1-1 調査業務名

排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和８年度）

1-2 調査目的

本業務は、大阪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施に係る環境モニタリングの一環として、施設の排出源の調査を行うものである。

1-3 事業地

大阪市此花区北港白津二丁目４番１３号、３番３５号
（別紙１「大阪ＰＣＢ処理事業所位置図」参照）

1-4 調査項目

☐ 環境現況調査 ☐ 影響評価 ☒ モニタリング調査

1-5 業務期間

☒ 委託契約書による

1-6 適用事項

本調査は下記項目に基づいて行う。

☒ 委託契約書

☒ 排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和８年度）特記仕様書

☒ 共通仕様書 令和８年１月

2. 一般事項

2-1 業務内容の変更について

調査の進行に伴って、本特記仕様書に示す業務範囲・数量を増減する必要がある場合は、速やかに調査社員に連絡して指示を受けること。この場合には受注者と委託者の協議により数量・金額を変更することがある。

2-2 その他

（１）測定結果が判明すれば、遅滞なく速報値を報告すること。

（２）速報値を報告後、概ね１ヶ月以内に報告書等の提出物を主任技術者が持参して説明すること。

（３）本調査の成果品はすべて完了検査を受けた後に整理・製本して提出すること。

（４）調査期間の後も施設設計者等より「調査」に関する質問があった場合は協力すること。

3. 環境調査

3-1 一般事項

(1) 調査の内容

- ☐ 事業計画等の把握
- ☐ 環境影響要因の把握及び環境影響項目の設定
- ☐ 現況調査：予測評価に必要な既存資料、既存データ等の収集
- ☒ 現地調査

(2) 現地調査の種類

- ☐ 大気 ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 悪臭 ☐ 交通量
- ☐ 土壌 ☐ 地下水 ☐ 水質 ☐ 底質 ☐ 生物
- ☐ 地形地質 ☐ 地盤沈下 ☐ 植物 ☐ 動物
- ☐ 景観 ☐ 野外レクリエーション ☒ 排気 ☐ 排水 ☐ 雨水

3-2 排気

(1) 調査内容：☐ 現況調査 ☒ 現地調査

(2) 調査項目（測定回数の合計）：

PCB（8検体）、ダイオキシン類（8検体）、
（資料1「排気サンプリング箇所について」参照、）

(3) 調査地点：施設内の8箇所

（資料1「排気サンプリング箇所について」参照、）

(4) 測定方法：別紙2「測定方法」による

(5) 調査回数：調査は、1回

〔5月18日～5月22日の間で、連続する2日ないし3日：調整は可能〕
〔サンプリング箇所、測定時期は契約後調整を行う。〕

(6) その他：サンプリングに必要な足場は設置されているものは使用可

4. 打合せ協議

当該業務は中間貯蔵・環境安全事業株式会社の調査社員と打ち合せ協議を行うものとする。

5. 特記事項

- (1) 本施設は西棟及び東棟からなる、サンプリング時には防爆対応が必要となる。
- (2) 夏期測定時には室内温度が40℃程度に上昇されることが想定されるので測定機器に係る工夫を行うこと。

6. その他の特記事項

- (1) 調査を実施するにあたって地元住民等の立会がある場合には協力すること。
- (2) 本施設はPCB廃棄物を扱っており、測定に際してはPCBによる作業環境汚染の可能性のある室に入るため、測定時には委託者指定の保護具を装備することになるが、保護具等は受注者が準備すること。

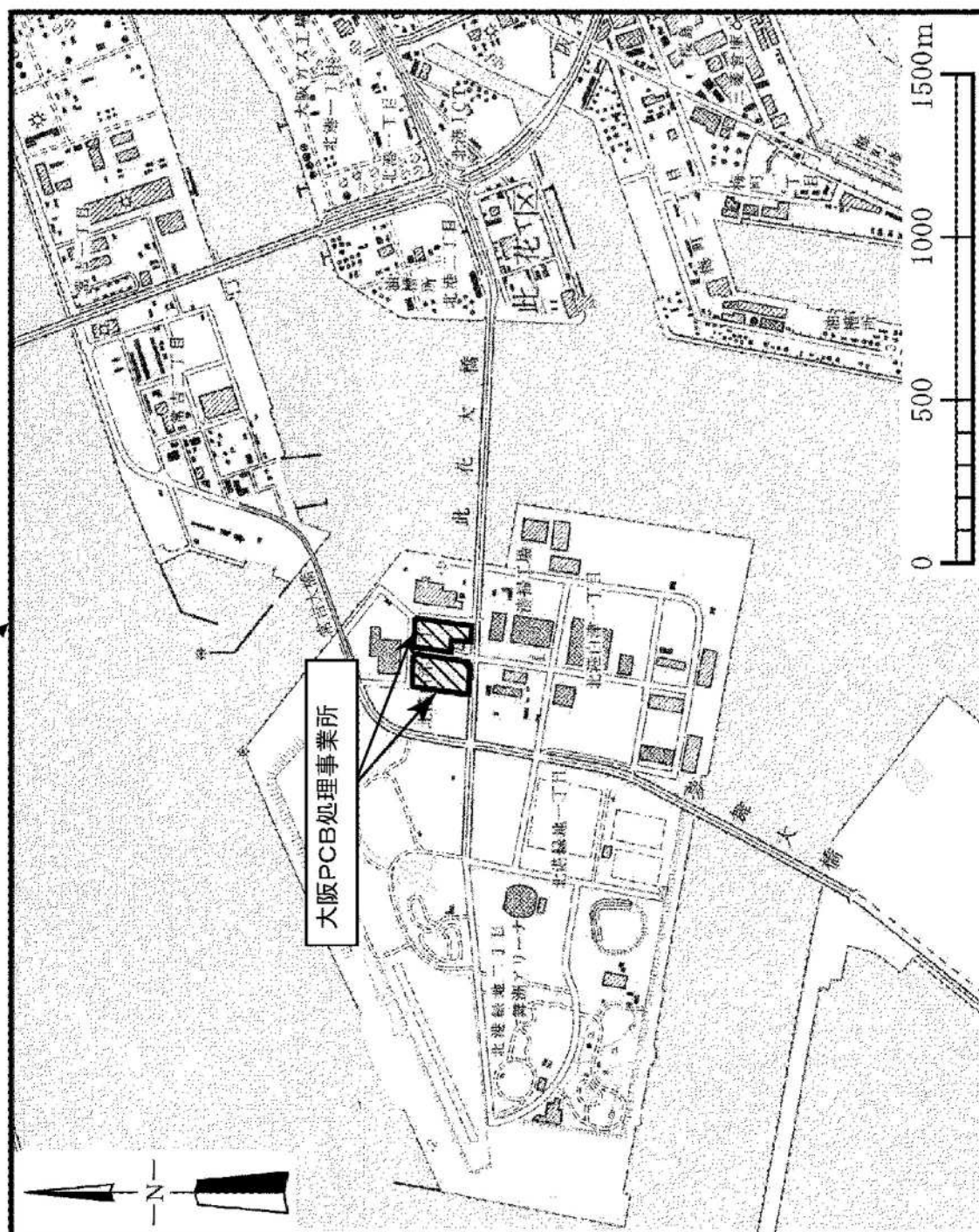
7. 成果物

報告書（製本） A 4 版・電子複写くるみ製本 2 部

報告書原稿（電子データ） 1 式

その他の成果物は共通仕様書による

* 成果物は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（最新版）に準じて、物品を調達すること。



別紙 2

【測定方法】

<排 気>

項 目	試料採取方法	分析方法 計量方法	定量下限値	自主管理値等
P C B	POPs 測定方法マニュアル (環境省水・大気環境局大気環境課)	同左	マニュアル 準拠	0.01 mg/m ³ N 以下
ダイオ キシン類	ダイオキシン類対策特別措置法 施行規則第 2 条	同左	マニュアル 準拠	0.10 ng-TEQ/m ³ N 以下

資料 1 排気サンプリング箇所について

1. サンプリング箇所 p. 8～9
換排気処理工程図(西棟)
換排気処理工程図(東棟)
2. 位置図 p. 10～12
サンプリングポイント位置図
西棟 2 階
4 階
東棟 3 階
3. サンプリングノズルのサイズ等 p. 13～14

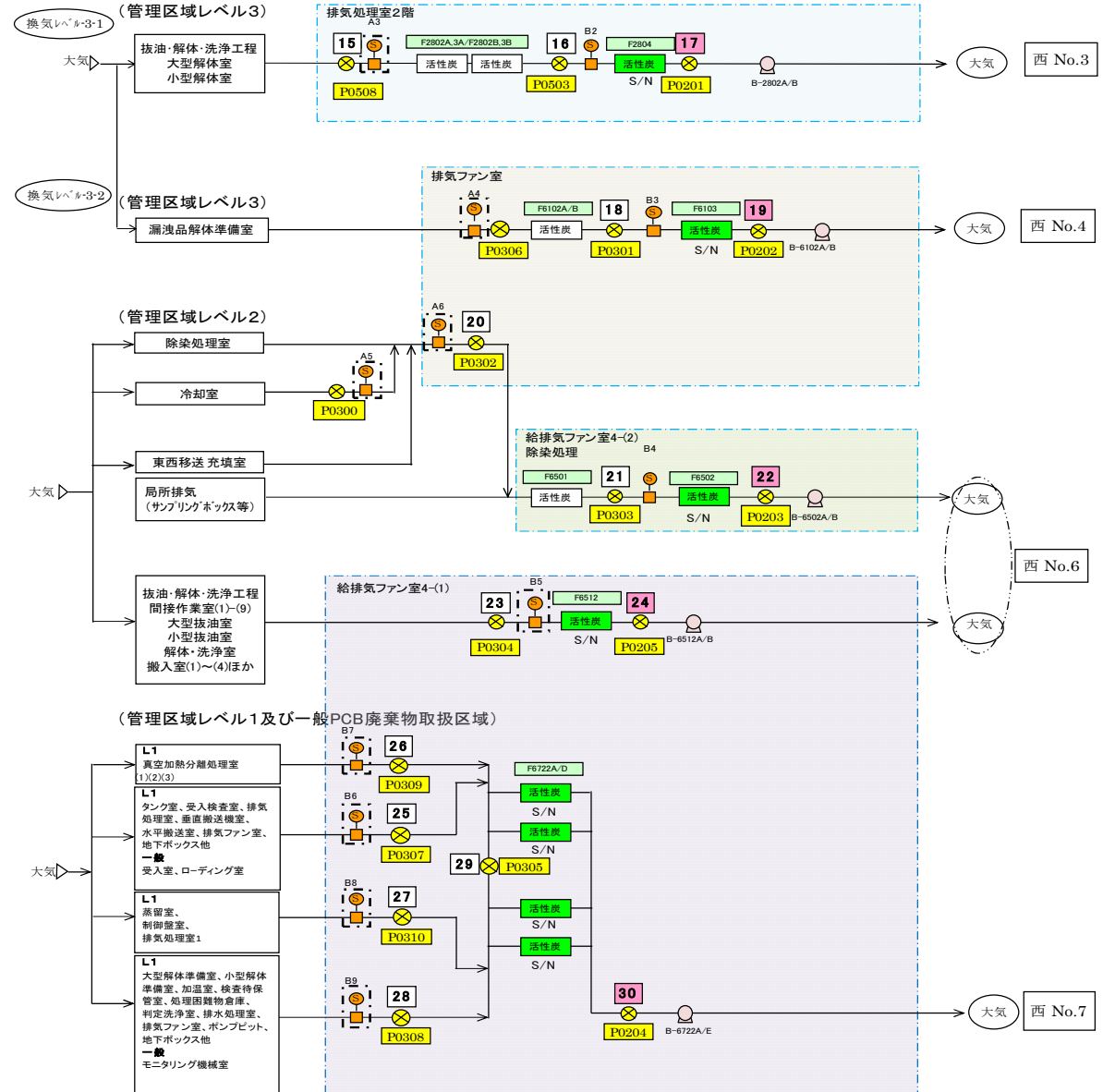
換排気処理工程図（西棟）

本業務におけるサンプリング箇所

1回目

排気系統番号

●作業空間の換気



記号説明

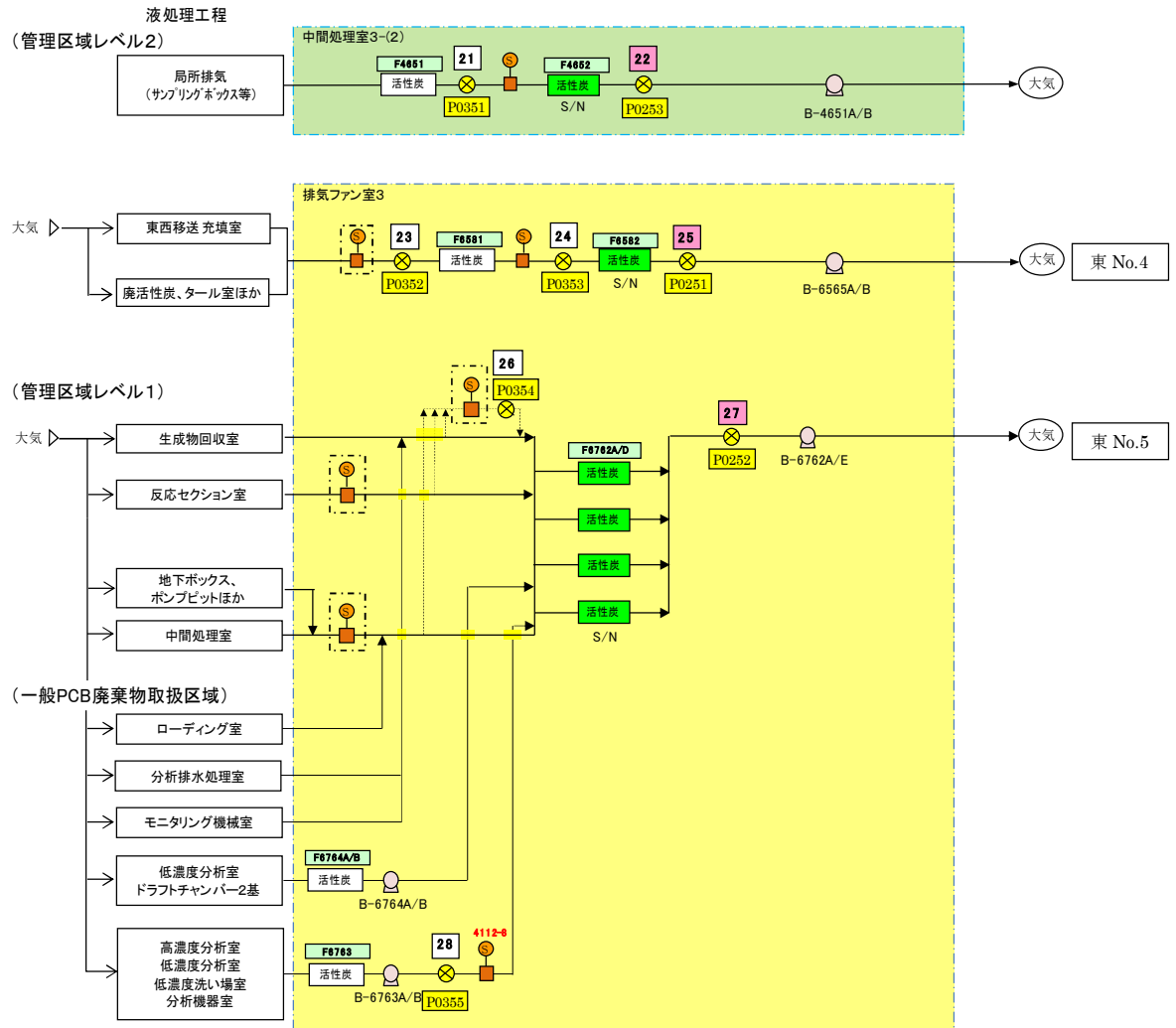
	オフラインモニタリング点（サンプリング口）
	オンラインモニタリング点（プローブ管挿入）
	作業環境オンラインモニタリング （プローブ管挿入）
	排気口
	サンプリングポイントIDNo.
	活性炭フィルター機器番号
	セーフティーネット活性炭フィルター
	脱臭用活性炭フィルター

換排気処理工程図（東棟）

本業務におけるサンプリング箇所

1回目

●作業空間の換気

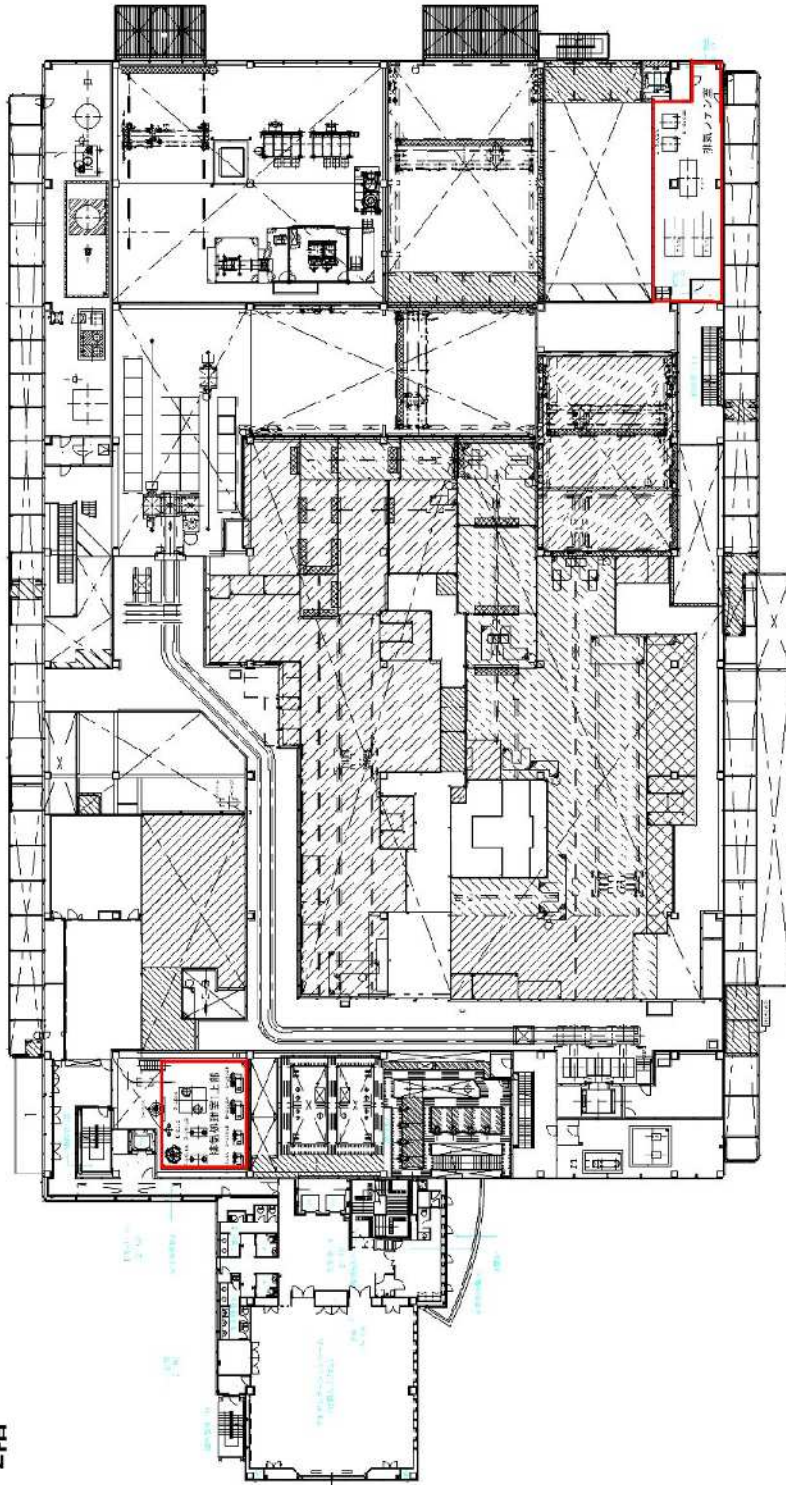


記号説明

⊗	オフラインモニタリング点(サンプリング口)
●	オンラインモニタリング点(プローブ管挿入)
●	作業環境オンラインモニタリング(プローブ管挿入)
大気	排気口
P*****	サンプリングポイントIDNo.
F*****	活性炭フィルター機器番号
活性炭 S/N	セーフティネット活性炭フィルター
活性炭	排気処理用活性炭フィルター

2. サンプルングポイント位置図
西棟 2階

サンプルングポイント位置



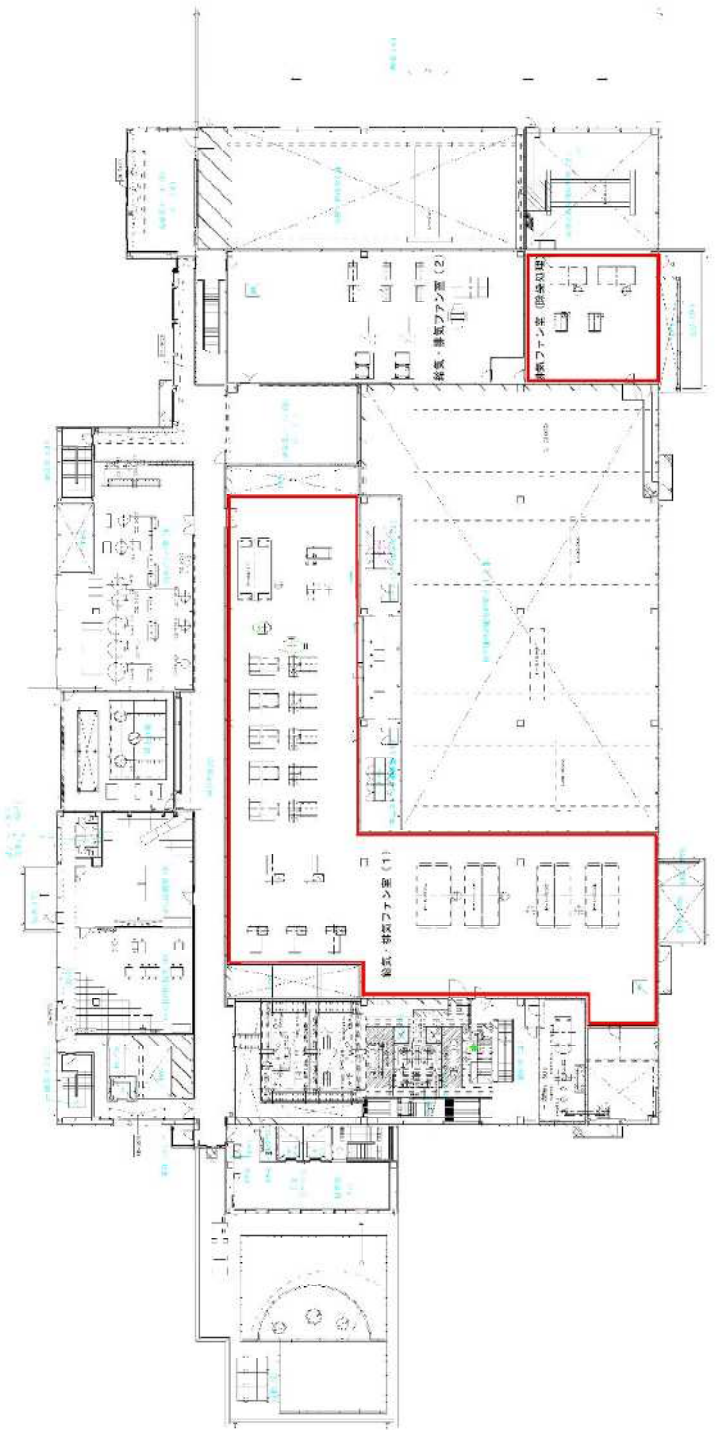
図名	図番	図尺	図説	図注	図記
2. サンプルングポイント位置図	2.1	1/100	2.1.1	2.1.2	2.1.3
2.1.1	2.1.2	2.1.3	2.1.4	2.1.5	2.1.6
2.1.7	2.1.8	2.1.9	2.1.10	2.1.11	2.1.12
2.1.13	2.1.14	2.1.15	2.1.16	2.1.17	2.1.18
2.1.19	2.1.20	2.1.21	2.1.22	2.1.23	2.1.24
2.1.25	2.1.26	2.1.27	2.1.28	2.1.29	2.1.30
2.1.31	2.1.32	2.1.33	2.1.34	2.1.35	2.1.36
2.1.37	2.1.38	2.1.39	2.1.40	2.1.41	2.1.42
2.1.43	2.1.44	2.1.45	2.1.46	2.1.47	2.1.48
2.1.49	2.1.50	2.1.51	2.1.52	2.1.53	2.1.54
2.1.55	2.1.56	2.1.57	2.1.58	2.1.59	2.1.60
2.1.61	2.1.62	2.1.63	2.1.64	2.1.65	2.1.66
2.1.67	2.1.68	2.1.69	2.1.70	2.1.71	2.1.72
2.1.73	2.1.74	2.1.75	2.1.76	2.1.77	2.1.78
2.1.79	2.1.80	2.1.81	2.1.82	2.1.83	2.1.84
2.1.85	2.1.86	2.1.87	2.1.88	2.1.89	2.1.90
2.1.91	2.1.92	2.1.93	2.1.94	2.1.95	2.1.96
2.1.97	2.1.98	2.1.99	2.1.100	2.1.101	2.1.102

2.1	2.1.1	2.1.2	2.1.3	2.1.4	2.1.5	2.1.6	2.1.7	2.1.8	2.1.9	2.1.10	2.1.11	2.1.12	2.1.13	2.1.14	2.1.15	2.1.16	2.1.17	2.1.18	2.1.19	2.1.20	2.1.21	2.1.22	2.1.23	2.1.24	2.1.25	2.1.26	2.1.27	2.1.28	2.1.29	2.1.30	2.1.31	2.1.32	2.1.33	2.1.34	2.1.35	2.1.36	2.1.37	2.1.38	2.1.39	2.1.40	2.1.41	2.1.42	2.1.43	2.1.44	2.1.45	2.1.46	2.1.47	2.1.48	2.1.49	2.1.50	2.1.51	2.1.52	2.1.53	2.1.54	2.1.55	2.1.56	2.1.57	2.1.58	2.1.59	2.1.60	2.1.61	2.1.62	2.1.63	2.1.64	2.1.65	2.1.66	2.1.67	2.1.68	2.1.69	2.1.70	2.1.71	2.1.72	2.1.73	2.1.74	2.1.75	2.1.76	2.1.77	2.1.78	2.1.79	2.1.80	2.1.81	2.1.82	2.1.83	2.1.84	2.1.85	2.1.86	2.1.87	2.1.88	2.1.89	2.1.90	2.1.91	2.1.92	2.1.93	2.1.94	2.1.95	2.1.96	2.1.97	2.1.98	2.1.99	2.1.100	2.1.101	2.1.102
-----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	---------	---------	---------



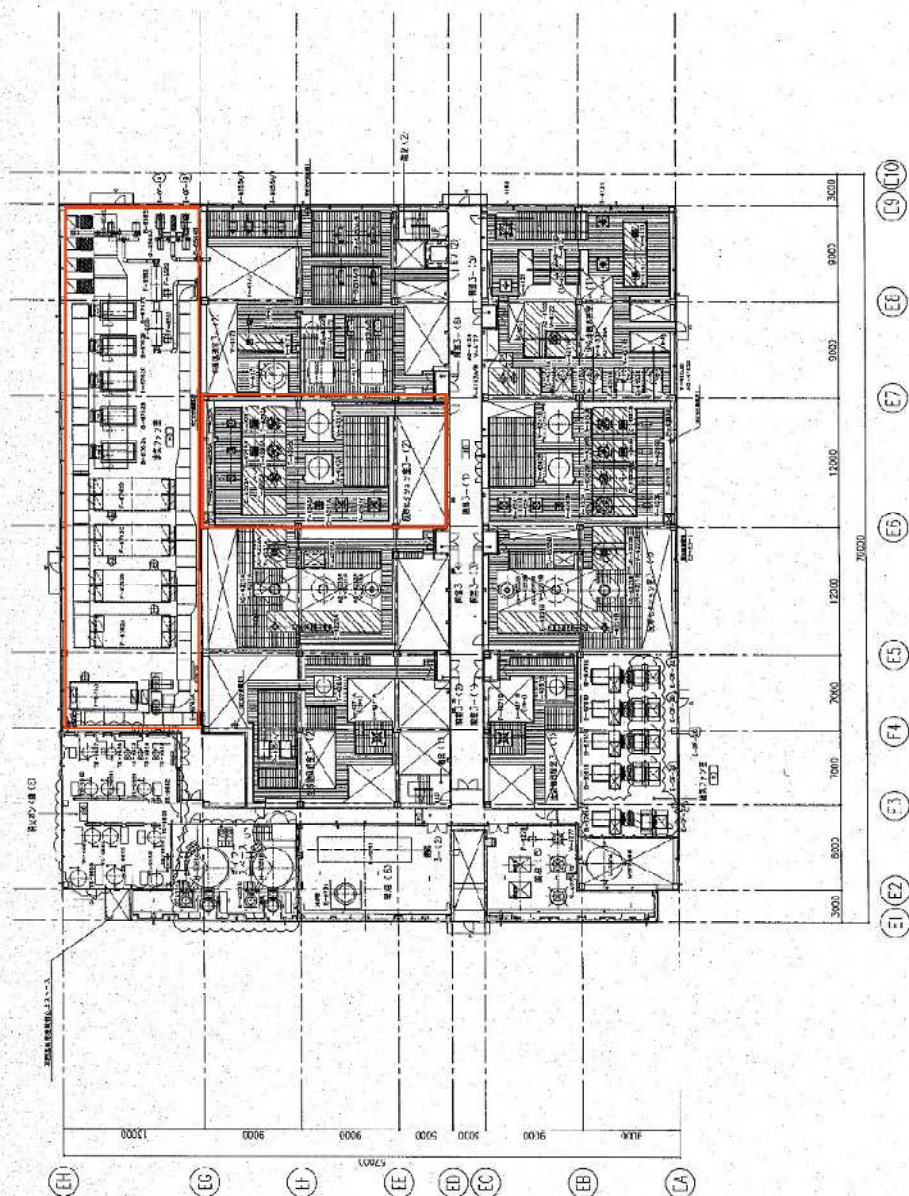
西棟 4階

サンプリングポイント位置



項目	内容	単位	数値	単位	数値	単位	数値	単位	数値
1	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
2	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0
3	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
4	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0
5	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
6	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0
7	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
8	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0
9	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
10	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0

1	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
2	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0
3	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
4	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0
5	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
6	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0
7	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
8	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0
9	新風・排気ファン室 (1)	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0	m ²	10.0
10	新風・排気ファン室 (2)	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0	m ²	5.0

[illegible]

最新国策ノ論壇名義
組合エンジニアリング
社員 一任

[illegible]

三井物産一大阪事業所 大阪事業所建設工事部建設課	日ノ本環境安全事業株式会社 大阪P.C.B.廃棄物処理施設設備工事 振込口座 〇〇〇〇〇〇 振込先 〇〇〇〇〇〇	振込元 〇〇〇〇〇〇 振込先 〇〇〇〇〇〇	振込元 〇〇〇〇〇〇 振込先 〇〇〇〇〇〇
-----------------------------	---	--------------------------	--------------------------

圖 元 格		H F		2 0		1 5 0		E C O M M		P R O D U C T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T		P E T	
-------	--	-----	--	-----	--	-------	--	-----------	--	---------------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--	-------	--

3. サンプリングノズルのサイズ等

2026/1/19

棟	排出元		No.	機器番号	機器との 位置関係	階	設置室名	サンプリン グID	バルブ 有無	取合ノズル		調査項目	屋外 排気口 No.	備考
	管理 区分	対象装置								タイプ	高さ(FL+)			
西	換気 (レベル 3)	抜油・解体・洗浄工程 大型解体室 小型解体室	17	F2804	下流	2	排気処理室	P0201	なし	C	FL+1500	PCB DXNs	西No.3	
		漏洩品解体準備室	19	F6103	下流	2	排気処理室	P0202	有り	A	FL+2500	PCB DXNs	西No.4	
	換気 (レベル 2)	局所排気 (サンプリングボックス等)	22	F6502	下流	4	排気ファン室 (除染処理)	P0203	有り	A	FL+2500	PCB DXNs	西No.6	
		抜油・解体・洗浄工程 間接作業室(1)~(9) 大型抜油室 小型抜油室 解体・洗浄室 搬入室(1)~(4)ほか	24	F6512	下流	4	給排気ファン室 (1)	P0205	なし	B	FL+4500	PCB DXNs	西No.6	
	換気 (レベル 1、 一般)	管理区域レベル1、 一般区域	30	F6722 A~D	下流	4	給排気ファン室 (1)	P0204	なし	B	FL+1500	PCB DXNs	西No.7	

棟	排出元		No.	機器番号	機器との 位置関係	階	設置室名	サンプリン グID	バルブ 有無	取合ノズル		調査項目	屋外 排気口 No.	備考
	管理区分	対象装置								タイプ	高さ(FL+)			
東	換気 (レベル 2)	局所排気 (サンプリングボックス等)	22	F4652	下流	3	中間処理室 3~(2)	P0253	有り	E	FL+2800	PCB DXNs	No.4	
		東西移送 充填室 廃活性炭、タール室 ほか	25	F6582	下流	3	排気ファン室	P0251	有り	A	FL+2500	PCB DXNs	No.4	
	換気 (レベル 1、 一般)	生成物回収室 反応セクション室 中間処理室	27	F6726 A~D	下流	3	排気ファン室	P0252	有り	A	FL+2400	PCB DXNs	No.5	

凡例：口径、形式、ネック長さ

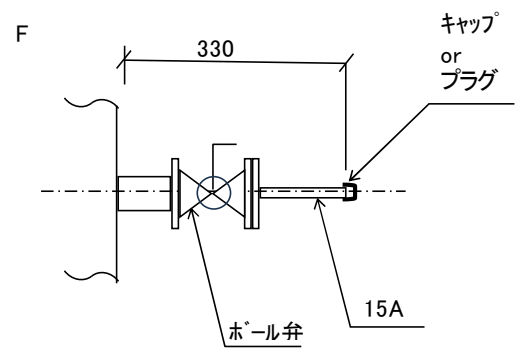
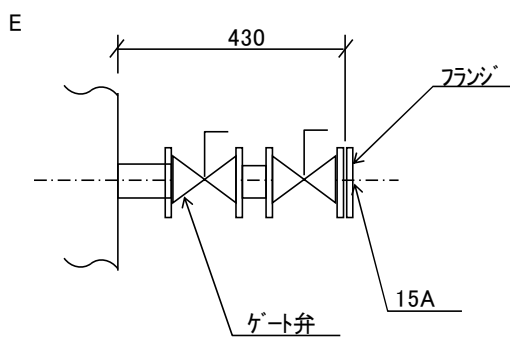
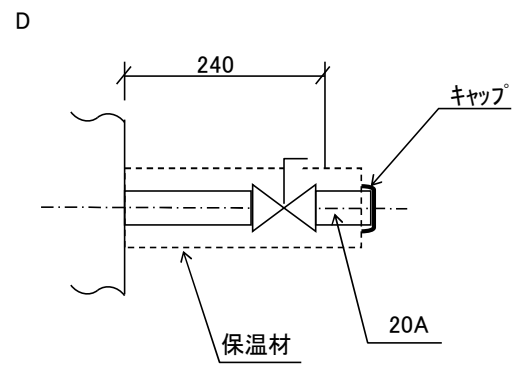
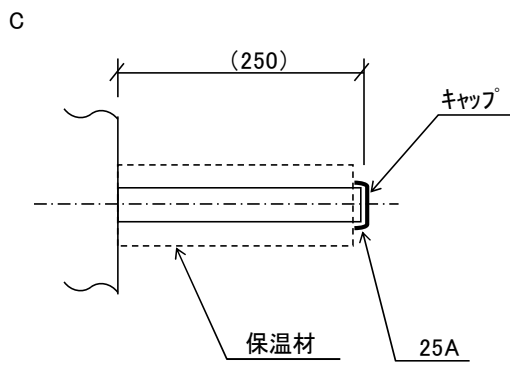
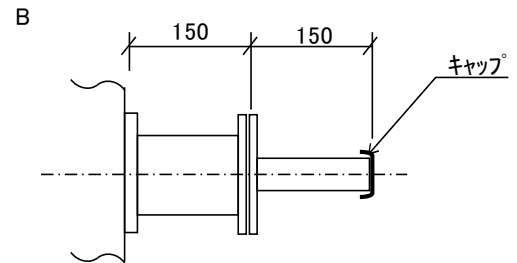
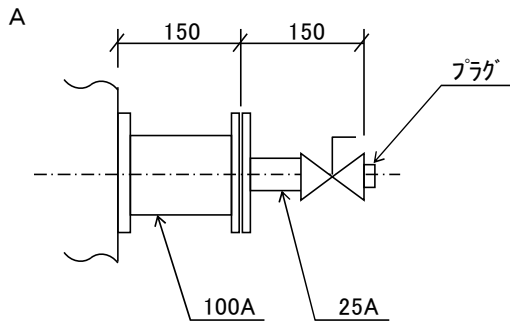
A:100A/25A、ホール: D:

B: E:

C:

排出源モニタリング ノズルタイプ

2026/1/19



共通仕様書

令和 8 年 1 月

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

共通仕様書 目次

第1章	総則	2
1.1.1	適用	2
1.1.2	用語の定義	2
第2章	業務の実施	3
1.2.1	業務の着手	3
1.2.2	受託者の義務	3
1.2.3	調査社員	3
1.2.4	主任技術者	4
1.2.5	提出書類	4
1.2.6	打合せ及び記録等	4
1.2.7	業務計画書	4
1.2.8	資料の貸与及び返却	4
1.2.9	関係官公庁への手続き等	5
1.2.10	地元関係者との交渉等	5
1.2.11	土地への立ち入り等	5
1.2.12	業務の成果物	5
1.2.13	関連法令及び条例等の遵守	6
1.2.14	検 査	6
1.2.15	修補	6
1.2.16	設計図書の変更又は訂正	6
1.2.17	契約変更等	6
1.2.18	履行期間の変更	6
1.2.19	一時中止	7
1.2.20	委託者の賠償責任	7
1.2.21	受託者の賠償責任	7
1.2.22	部分使用	7
1.2.23	下請負	7
1.2.24	成果物の使用等	7
1.2.25	守秘義務	7
1.2.26	安全等の確保	7
第3章	共通事項	8
1.3.1	使用する適用基準等	8
1.3.2	現地踏査	8
1.3.3	業務の内容	8
1.3.4	業務の成果	8

共通仕様書

第1章 総則

1.1.1 適用

1. この測量調査業務等共通仕様書（以下「本共通仕様書」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社が委託する測量、地質調査、環境影響調査等の業務（以下「業務」という。）の請負契約に係る契約図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るために必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。
3. 設計図書の間に相違がある場合、設計図書の優先順位は次の(1)から(4)の順序のとおりとする。
 - (1) 現場説明書及び質問回答書
 - (2) 図面
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 共通仕様書
4. 受託者は、前項の規定により難しい場合又は設計図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には、調査社員と協議するものとする。

1.1.2 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「契約書」とは、別冊の「委託契約書」をいう。
2. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
3. 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書等に係る質問回答書をいう。
4. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定める資料及び基準等を含む。）を総称していう。
5. 「共通仕様書」とは、業務に共通する事項等を定める本共通仕様書及び特記仕様書に規定する範囲において適用するものとする他の共通仕様書をいう。
6. 「特記仕様書」とは、業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
7. 「現場説明書」とは、業務の入札等に参加する者に対して、委託者が業務の契約条件を説明するための書面をいう。
8. 「質問回答書」とは、仕様書、図面及び現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、委託者が回答する書面をいう。
9. 「図面」とは、入札等に際して委託者が交付した図面及び委託者から変更又は追加された図面及び図面の基になる計算書等をいう。
10. 「委託者」とは、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の契約職をいう。
11. 「受託者」とは、業務の実施に関し、委託者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
12. 「調査社員」とは、設計図書に定められた範囲内において受託者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条に規定する者である。
13. 欠
14. 欠
15. 「検査」とは、契約書第21条により、契約図書に基づき検査員が業務の完了を確認することをいう。
16. 「検査員」とは、業務の検査を行う者をいう。

17. 「指示」とは、調査社員が受託者に対し、業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
18. 「請求」とは、委託者又は受託者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
19. 「通知」とは、委託者若しくは調査社員が受託者に対し、又は受託者が委託者若しくは調査社員に対し、業務に関する事項について書面をもって知らせることをいう。
20. 「報告」とは、受託者が調査社員に対し、業務の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
21. 「申出」とは、受託者が契約内容の履行あるいは変更に関して、委託者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
22. 「承諾」とは、受託者が調査社員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査社員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
23. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
24. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
25. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、委託者と受託者が対等の立場で合議することをいう。
26. 「提出」とは、委託者が調査社員に対し、業務に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
27. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発効年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、署名又は押印のうえ、ファクシミリにより伝達できるものとする。
28. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために、業務管理者等と調査社員の面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
29. 「修補」とは、委託者が受託者の負担に帰すべき理由による不良個所を発見した場合に受託者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
30. 「下請負者」とは、受託者が業務の履行に当たり、業務の一部を委託者の下で請負わせ、又は委任させる者をいう。

第2章 業務の実施

1.2.1 業務の着手

受託者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後14日以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは業務管理者が業務の実施のため調査社員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

1.2.2 受託者の義務

受託者は、契約の履行に当たり業務の意図及び目的を十分に理解したうえで業務に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

1.2.3 調査社員

1. 委託者は、契約書第8条の規定により、業務における調査社員を定め、受託者に通知するものとする。
2. 調査社員は、契約書第8条の規定により、契約の履行について委託者に代り監督し指示する権限を有するものであり、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3. 調査社員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、調査社員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその指示に従うものとする。調査社員はその指示等を行った後7日以内に書面で受託者にその内容を通知するものとする。

1.2.4 欠

1.2.5 提出書類

1. 受託者は、契約締結後に、委託者が指定した様式による契約履行上の書類を、調査社員を経由して委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「業務委託料」という。）に係る請求書、振込依頼書、遅延利息請求書、調査社員に対する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
2. 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において定め、提出するものとする。ただし委託者がその様式を指示した場合は、これによる。

1.2.6 打合せ及び記録等

1. 業務を適正かつ円滑に実施するため、業務管理者と調査社員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
2. 業務着手時及び設計図書で定める時期において、業務管理者と調査社員は打合せを行うものとし、その結果について業務管理者が書面（打合せ記録簿）に記録し相互に確認しなければならない。
3. 業務管理者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに調査社員と協議するものとする。

1.2.7 業務計画書

1. 受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、調査社員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務責任者、その他の技術者（主任技術者、専門技術者、担当技術者）
 - (5) 業務実施体制
 - (6) 下請負者がある場合は、下請負者の概要、担当する業務内容及び担当技術者
 - (7) 打合せ計画
 - (8) 成果物の内容、部数
 - (9) 使用する主な図書及び基準
 - (10) 連絡体制（緊急時含む）
 - (11) その他調査社員が必要に応じて指定する事項
3. 受託者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度調査社員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査社員が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

1.2.8 資料の貸与及び返却

1. 調査社員は、設計図書において「貸与するもの」と定める図面及び適用基準等その他関連資料（以下「貸与資料」という。）を、受託者に貸与するものとする。
2. 受託者は、貸与資料の必要がなくなった場合は直ちに調査社員に返却するものとする。
3. 受託者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、

損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。

4. 受託者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

1.2.9 関係官公庁への手続き等

1. 受託者は、業務の実施に当たっては、委託者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受託者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受託者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査社員に報告し協議するものとする

1.2.10 地元関係者との交渉等

1. 地元関係者への説明、交渉等は、委託者又は調査社員が行うものとするが、調査社員との協議の上、受託者はこれに原則協力するものとする。これらの交渉に当たり、受託者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査社員の承諾を得ずに返事を行わないものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受託者は、設計図書の定め又は調査社員の指示により受託者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、調査社員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受託者は、業務の実施中に委託者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会うとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受託者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を修正する必要性を生じた場合には、協議するものとする。

1.2.11 土地への立ち入り等

1. 受託者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、調査社員及び関係者と十分な協議を保ち、業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立ち入りが不可能になった場合には、ただちに調査社員に報告し指示を受けなければならない。
2. 受託者は、業務実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ調査社員に報告するものとし、報告を受けた調査社員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。
なお、第三者の土地への立ち入りについて、当該土地占有者の許可は、委託者が得るものとするが、調査社員の指示がある場合は受託者はこれに協力しなければならない。
3. 受託者は、前項の場合において生じた損失のために生じた経費の負担については、設計図書に示す他は調査社員との協議によるものとする。
4. 受託者は、第三者の土地への立ち入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願いを委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立ち入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受託者は、立ち入り作業完了後 10 日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

1.2.12 業務の成果物

1. 受託者は業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。なお成果物の引き渡しは、修補完了後に行うものとする。

2. 受託者は、設計図書に定めがある場合、又は調査社員の指示する場合で、同意した場合は履行期間中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受託者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。ただし調査社員が指示する場合は非S I単位（従来単位）を併記するものとする。

1.2.13 関連法令及び条例等の遵守

受託者は、業務の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

1.2.14 検 査

1. 受託者は、契約書第21条第1項の規定に基づいて、委託者に対して業務の完了を業務完了届により通知する時までに、契約図書により義務付けられた書類の整備がすべて完了し、調査社員に提出しておかなければならない。
2. 調査社員は、業務の検査に当たっては、あらかじめ、業務責任者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。その通知があった場合、受託者は、検査に必要な書類や成果物等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受託者の負担とする。
3. 検査員は、調査社員及び業務管理者の立会のうえ、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 業務成果物の検査
 - (2) 業務管理状況の検査業務実施の状況については、書類、記録及び写真等により行う。

1.2.15 修補

1. 受託者は、委託者から修補を求められた場合は、速やかに修補しなければならない。
2. 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、受託者に対して、期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査員が修補の指示をした場合には、修補の完了の確認は検査員の指示に従うものとする。
4. 欠

1.2.16 欠

1.2.17 契約変更等

1. 委託者は、次の各号に掲げる場合において、契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 調査社員と受託者が協議し、業務履行上必要があると認められる場合
 - (4) 業務委託料の変更に代える設計図書の変更を行う場合
2. 委託者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 調査社員が受託者に指示した事項
 - (2) 業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他委託者又は調査社員と受託者との協議で決定された事項

1.2.18 履行期間の変更

1. 委託者は、受託者に対して業務の変更の指示を行う場合においては、履行期間の変更を行うか否かを合わせて事前に通知しなければならない。

2. 受託者は、契約書第14条第1項の規定に基づき、履行期間の延長が必要であるものと判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、修正した業務工程表その他必要な資料を委託者に提出しなければならない。
3. 契約書第15条第1項の規定に基づき、委託者の請求により履行期間を短縮した場合には、受託者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

1.2.19 一時中止

1. 契約書第12条1項の規定により、次の各号に該当する場合において、委託者は、受託者に書面をもって通知し、必要と認める期間、業務の全部又は一部を一時中止させるものとする。
 - (1) 第三者の土地への立ち入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務の進捗が遅れたため、業務の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により業務の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により業務の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及び財産、受託者、使用人並びに調査社員の安全確保のため必要があると認めた場合
 - (6) その他委託者が業務の続行を不相当と認めた場合
2. 委託者は、受託者が契約図書に違反し、又は調査社員の指示に従わない場合等、調査社員が必要と認めた場合には、業務の全部又は一部の一時中止させることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受託者は屋外で行う業務の現場保全については、調査社員の指示に従わなければならない。

1.2.20 欠

1.2.21 欠

1.2.22 欠

1.2.23 下請負

1. 受託者は、契約書第5条の規定により、業務の処理を第三者の請負又は委任に付する場合（以下「下請負」という。）には、あらかじめ受託者の書面による承諾を得なければならない。
2. 受託者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型制作、透視図作成等の簡易な業務については、この部分を下請負に付する場合には、委託者の承諾を必要としない。
3. 受託者は、業務を下請負に付する場合においては、書面により行い、下請負者との契約関係を明確にしておくとともに、下請負者に対し適切な指導及び管理の基に業務を実施しなければならない。

1.2.24 欠

1.2.25 守秘義務

1. 受託者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

1.2.26 安全等の確保

1. 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2. 受託者は、屋外で行う業務に際しては、業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、

通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。

3. 受託者は、特記仕様書に定めがある場合には、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、業務実施中の安全を確保しなければならない。
4. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たり、事故等が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
5. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
6. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う業務に伴い伐採した築木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない
 - (2) 受託者は、使用人等の喫煙、たき火等の場所を指定し、指定場所以外での使用は禁止しなければならない
 - (3) 受託者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない
7. 受託者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関連法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。
8. 受託者は、屋外で行う業務の実施に当たっては、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限にくい止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災害発生時には第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。
9. 受託者は、屋外で行う業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに調査社員に報告するとともに、調査社員が指示する様式により事故報告書を速やかに調査社員に提出し、調査社員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第3章 共通事項

1.3.1 使用する適用基準等

受託者は、業務の実施にあたって、最新の技術基準及び参考図書並びに設計図書に基づいて行うものとする。なお、使用に当たっては、事前に調査社員の承諾を得なければならない。

1.3.2 現地踏査

受託者は、業務の実施に当たり、現地踏査を行い業務遂行に必要な現地の状況を把握するものとする。

1.3.3 業務の内容

1. 業務とは、現地踏査及び文献等の資料収集を行うと共に、現地における測量、地質調査、環境影響調査その他の内で、特記仕様書に示された項目を調査し、その結果の取りまとめを行うことをいう。
2. 前項業務の同一業務として、前項の調査結果を基にして解析及び検討を行うことについても、これを当該業務とする。

1.3.4 業務の成果

1. 欠
2. 受託者は、業務報告書の作成にあたって、その検討、解析結果等を特記仕様書に定め

られた調査，計画項目に対応させて，その検討，解析等の過程とともに取りまとめるものとする。

- 3．受託者は，現地踏査を実施した場合には，現地の状況を示す写真とともにその結果を取りまとめるものとする。
- 4．受託者は，検討，解析に使用した理論，公式の引用，文献並びにその計算過程を明記するものとする。
- 5．成果物の作成は，仕様書によるものとする。

委 託 契 約 書

- 1 業 務 名 排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和８年度）
- 2 業 務 期 間 自 契約締結日
至 令和８年９月３０日
- 3 業務委託料 金 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円）
- 4 支 払 方 法 完了払

この契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和 年 月 日

委 託 者 住 所 大阪市此花区北港白津二丁目４番１３号
氏 名 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪ＰＣＢ処理事業所
所長 安井 仁司

受 託 者 住 所
氏 名

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書(特記仕様書及び質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、この契約(この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書及び仕様書に記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の業務期間(以下「業務期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を委託者に引き渡すものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 委託者は、その意図する業務を遂行させるため、業務に関する指示を受託者に対して行うことができる。この場合において、受託者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受託者は、この契約書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは委託者と受託者で協議がある場合を除き、業務を遂行するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第35条の規定に基づき、委託者と受託者で協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第3条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権等の譲渡等)

- 第4条 受託者は、成果物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
- 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当し

ない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、又第1条第5項の規程にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。

6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託の禁止）

第5条 受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は委託してはならない。ただし、業務の一部であってあらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

（特許権等の使用）

第6条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護されている第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（業務管理者）

第7条 受託者は、業務管理者を選任し、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

2 業務管理者は、この契約の履行に関し、その運営及び統括を行うほか、業務委託料の変更、業務期間の変更、業務委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を履行することができる。

3 委託者は、業務管理者又は第5条の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の遂行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に委託者に通知しなければならない。

（調査社員）

第8条 委託者は、調査社員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。調査社員を変更したときも、同様とする。

2 調査社員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて調査社員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 委託者の意図する業務を完了させるための受託者又は受託者の業務管理者に対する業務に関する指示

二 この契約書および仕様書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受託者又は受託者の業務管理者との協議

四 業務の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 委託者は、2名以上の調査社員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの調査社員の有する権限の内容を、調査社員にこの契約書に基づく委託者の権限の一部を委任したときに

あつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査社員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、調査社員を経由して行うものとする。この場合においては、調査社員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(業務計画書の提出)

第9条 受託者は、この契約締結後、14日以内に仕様書に基づき、業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。

(条件変更等)

第10条 受託者は、業務を遂行するに当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに委託者に通知しなければならない。

一 仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。

二 仕様書に誤謬又は脱漏があること。

三 仕様書の表示が明確でないこと。

四 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

五 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の規定による通知があつたときは、直ちに調査を行わなければならない。この場合において、受託者は委託者の行う調査に立ち会わなければならない。

(仕様書の変更)

第11条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を受託者に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(適正な業務期間の設定)

第13条 委託者は、業務期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受託者の請求による業務期間の延長)

第14条 受託者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により委託者に業務期間の延長変更を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、業務期間を延長しなければならない。委託者は、その業務期間の延長が委託者の責めに帰すべき事由に

よる場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託者の請求による業務期間の短縮等)

第15条 委託者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受託者に請求することができる。

2 委託者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務期間の変更方法)

第16条 業務期間の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わなかったときは、委託者が定め、受託者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第17条 業務委託料の変更については、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。ただし、委託者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受託者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に委託者が負担する必要な費用の額については、委託者と受託者で協議して定める。

(一般的損害の負担)

第18条 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

(業務委託料の変更に代える仕様書の変更)

第20条 委託者は、第11条、第12条、第14条、第15条及び第18条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者が前項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受託者は、協議開始の日を定め、委託者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第21条 受託者は、業務を終了したときは、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者又は委託者が検査を行う者として定めた社員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受託者の立会いの上、業務の終了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受託者に通知しなければならない。

3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 受託者は、業務が前2項の検査に合格しないときは、直ちに必要な措置を講じて委託者の検査を受けなければならない。

(業務委託料の支払)

第22条 受託者は、前条第2項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定により請求があったときは、請求を受けた月の翌月末日までに業務委託料を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

第23条 委託者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受託者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

一 履行の追完が不能であるとき。

二 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(委託者の任意解除権)

第24条 委託者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第26条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(委託者の催告による解除権)

第25条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 業務管理者を配置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第23条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(委託者の催告によらない解除権)

第26条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第3条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受託者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行をせず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 八 第28条又は第29条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 九 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受託者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、

受託者がこれに従わなかったとき。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第27条 第25条各号又は前条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受託者の催告による解除権)

第28条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受託者の催告によらない解除権)

第29条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第11条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第12条の規定による業務の一時中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、一時中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその一時中止が解除されないとき。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第30条 第28条又は前条各号に定める場合が受託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第31条 委託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受託者が既に業務を終了した部分があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者で協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

(委託者の損害賠償請求等)

第32条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
 - 三 第25条又は第26条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受託者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第25条又は第26条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - 二 成果物の引渡し前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由に

よって受託者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

- 一 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 二 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 三 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第一号に該当し、委託者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

（受託者の損害賠償請求等）

第33条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第28条又は第29条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第22条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第34条 委託者は、引き渡された成果物に関し、第21条第3項又は第4項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 委託者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 委託者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受託者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 委託者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受託者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受託者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、委託者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、委託者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受託者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(紛争の解決)

第35条 この契約の各条項において委託者と受託者で協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに委託者が定めたものに受託者が不服がある場合その他契約に関して委託者と受託者の間に紛争を生じた場合には、委託者及び受託者は、委託者受託者双方の同意により選任した調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、委託者と受託者で協議して特別の定めをしたものを除き、委託者と受託者のそれぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、委託者又は受託者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の委託者と受託者の間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第36条 本契約に関し、受託者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、契約期間全体の支払総額の10分の1に相当する金額を違約金（損害賠償額の予定）として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

一 本契約に関し、受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、

かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受託者が前項の違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、受託者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（補則）

第37条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて委託者と受託者で協議して定める。

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

中間貯蔵・環境安全事業株式会社
大阪PCB処理事業所 所長 安井 仁司 殿

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 印

令和8年2月2日付けで公告のありました「排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和8年度）」に係る競争参加資格について確認されたく下記の書類を添えて申請します。
なお、発注説明書 4 競争参加資格を満たしていること及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(直近3期分の決算報告書の写し(表紙、内訳書含む)を提出すること)
- (3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書及びそれらの付属書類又は競争参加資格確認申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者でないこと。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立がなされてるいる者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立がなされている者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
- (7) 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から入札執行の時までに、中間貯蔵・環境安全事業(株)から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (8) 特定計量証明事業者の認定を受けている業者で有ること。
- (9) 令和7・8・9年度に有効な全省庁統一資格の営業品目に調査・研究(役務の提供等)を有し、競争参加地域に「近畿」を含む者であること。
- (10) 本支店を近畿圏に有すると共に、常勤職員が概ね100名以上であること。

以上

排出源モニタリング調査業務Ⅰ（令和８年度）

入札(現場)説明会参加申込書（FAX送信用紙）

会社名	
参加希望者名	所属 役職
	氏名
	所属 役職
	氏名
	所属 役職
	氏名
担当者連絡先	氏名： TEL： FAX： e-mail：
開催日	令和８年２月１７日(火) 開催時刻は別途連絡
備考	中間貯蔵・環境安全事業（株）大阪PCB処理事業所の 受付前にお越しください。

提出期限 令和８年２月９日（月）１６時

提出先 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
 大阪PCB処理事業所 総務課（担当 網本）

Fax：06-6468-0576

※Fax送信の後、受信確認の電話（Tel：06-6468-0575）をお願い致します。